

答申第57号
平成18年9月26日

兵庫県知事 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年6月28日付け諮問第30号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 黒毛和種精液配布調整会議結果（平成14年度から平成16年度まで）
- 2 凍結精液団体別調定一覧（平成13年4月分から平成16年3月分まで）
- 3 生産品処分票（平成13年4月分から平成16年3月分まで）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「黒毛和種精液配布調整会議結果(平成14年度から平成16年度まで)、凍結精液団体別調定一覧(平成13年4月分から平成16年3月分まで)及び生産品処分票(平成13年4月分から平成16年3月分まで)に係る精液譲渡先の団体(県の機関を除く。)の名称」を非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県知事が平成17年3月24日付けで行った部分公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 公開請求の対象公文書

異議申立人が公開を求める本件公文書は、黒毛和種精液配布調整会議結果(平成14年度から平成16年度まで)、凍結精液団体別調定一覧(平成13年4月分から平成16年3月分まで)及び生産品処分票(平成13年4月分から平成16年3月分まで)である。

(2) 異議申立ての理由

情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第2号に該当するためには、単に当該情報が通常他人に知られたくないというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要し、かつ、そのことが客観的に明らかでなければならないと解すべきである。

そして、公正なルールに従った上で初めて法人の競争上の地位その他正当な利益が守られるべきものであり、その公正なルールとは、取引社会における行動や理念を踏まえて判定されるべきものである。

本件非公開とされた部分については、公にすることの公益性及びこの公正なルールの観点から検討すべきであり、条例第6条第2号に該当しない。

また、公正な競争上の利益が損なわれる理由を示すべきである。さらに、非公開とされたことにより、異議申立人が損害を受けたことを考慮すべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 但馬牛改良事業の概要

(1) 閉鎖育種による改良推進

本県における肉用和牛改良事業においては、但馬以外の地域においても、種雄牛はすべて、県内を原産地とする但馬牛だけを交配に用い、他県から牛を受け入れず、但馬牛同士の交配により純血を保ってきたため、県内における黒毛和種は純粋の但馬牛になっており、本県の家畜市場も、但馬牛だけを扱う市場として特異な市場が形成されている。

この但馬牛改良事業は、いわゆるブランド牛として肉質の高品質化と斉一性の向上を図るとともに、種牛としての価値を高めるために、但馬牛の純粋性を維持する必要があることから、但馬牛だけによる育種改良（閉鎖育種）を基本方針として県、関係団体及び学識経験者の間で合意され、改良施策を推進してきたものである。

(2) 県、団体及び畜産農家の一体的協力

県は、農業協同組合等の畜産団体（以下「団体」という。）及び畜産農家の付託に応え、但馬牛の改良に資するため、県立農林水産技術総合センター（以下「センター」という。）に家畜人工授精所を開設して、種雄牛を造成し、交配用の人工授精用の凍結精液を生産して、団体を通じて畜産農家に配布している。

但馬牛の改良で特筆すべきことは、種雄牛の候補となる雄子牛は、畜産農家で飼育されている雌牛のうち、県下の肉用牛の改良に必要と認められる能力、血統に特徴のある1千頭から生まれてきたものから選定していることである。

すなわち、閉鎖育種を行うに当たっては、特に次代の種雄牛として必要と考えられる能力、血統構成を備えたもののみで計画的な交配を行う必要があることから、畜産農家もこの趣旨を理解し、生産された雄子牛の中から改良上最も優秀な子牛を候補牛として県に提供している。

さらに、試験的に候補牛の子牛を肥育して行う産肉能力後代検定を県が実施するに当たっても、畜産農家は、検定材料牛の生産、育成、肥育を行うなど、県、団体及び畜産農家が一体となって種雄牛育成に取り組んでいる。

(3) 血統バラエティ確保の必要性

一方、但馬牛同士の交配は、近親交配を進める危険があることから、閉鎖育種による改良を推進していくためには、血統的にバラエティに富んだ牛づくりが必要であることから、センターでは、各種雄牛の凍結精液の配布本数の上限を、毎年4千本に設定している。こうした種雄牛の造成、凍結精液の生産と団体への配布調整、団体から畜産農家への個別配布（飼育牛への人工授精）は、但馬牛改良事業の中で、重要な意義を持っている。

2 凍結精液の配布調整

(1) 配布調整会議での調整

各団体は、毎年度、凍結精液に係る畜産農家からの配布希望本数を取りまとめて、センターに提出する。センターから団体に対する凍結精液配布本数は、毎年2月に開催される精液配布調整会議において、センターと一堂に会する団体が協議して次年度の分を決定する。

生産された子牛の市場での販売価格には、その種雄牛によって高低があるため、畜産農家の配布希望が特定の種雄牛の精液に集中する傾向があり、団体の希望本数が配布可能本数を上回る種雄牛については、センターは、種雄牛の産肉能力と血統構成、各団体の繁養繁殖雌牛の血統構成等を勘案して、団体ごとに配布する種雄牛別の配布本数を調整し、配布案を作成し、団体と協議の上、決定する。

(2) 団体による畜産農家への配布

団体は、センターから配布された精液の保管及び畜産農家への配布を行うが、配布できる精液には限りがあること、地域内の但馬牛が特定の血統に偏ることを防止する必要があることから、畜産農家の希望どおりに配布することができず、希望が多い精液については、団体が地域内で需給調整を行っている。

(3) 本件公文書の内容

本件公文書のうち、黒毛和種精液配布調整会議結果は、この配布調整会議において決定された精液配布本数（種雄牛別、団体別）をセンターが事後的に記載したもので、各団体には配布されないが、この内容に基づいて各団体からセンターに対して精液等譲渡申請書が提出される。

また、凍結精液団体別調定一覧及び生產品処分票は、センターの内部文書で、には、毎月の団体別の譲渡本数と収入金額が記載され、には、毎日の販売数量、収入金額、納入先の団体名が記載されている。

3 精液譲渡先の団体の名称を非公開とした理由

(1) 条例第6条第2号に該当

条例第6条第2号は、正当な事業活動を通じて社会全体の利益に寄与している法人等の活動の自由を保障するために、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開としている。

団体別・種雄牛別の精液配布状況が明らかになると、希望が集中する特定の種雄牛の精液をめぐる畜産農家間であつれきが生じ、また、団体間の配布量の多少をめぐる畜産農家が団体に不信感を抱くことにより、団体の円滑な精液配布に支障が生じ、団体の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件公文書に記載された団体名は、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当する。

(2) 条例第6条第6号に該当

但馬牛改良事業や種雄牛の造成には、県、団体及び畜産農家が協力して取り組んできた経緯があり、種雄牛精液配布に係る情報公開は、県としても団体が行う需給調整に支障が生じないように配慮する必要があるが、団体の名称等が公開されれば、県が行う但馬牛改良事業に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件公文書に記載された団体名は、条例第6条第6号に規定する非公開情報にも該当する。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、黒毛和種精液配布調整会議結果（平成14年度から平成16年度まで）、凍結精液団体別調定一覧（平成13年4月分から平成16年3月分まで）及び生産品処分票（平成13年4月分から平成16年3月分まで）である。

2 条例第6条第6号の該当性について

諮問庁は、本件公文書によって団体ごとの種雄牛別精液配布状況が明らかになると、条例第6条第6号に該当する非公開情報を公開することになると説明するので、その適否について以下検討する。

(1) 条例第6条第6号の趣旨

条例第6条第6号は、公開請求に係る公文書に「県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保することを目的とした趣旨であると解される。

(2) 閉鎖育種による但馬牛改良事業の推進

本県における但馬牛の改良事業は、県内産の純血を維持しながら資質（肉質）に重点を置く改良方針に基づき、種雄牛はすべて但馬牛だけを交配に用いる、全国に例を見ない閉鎖育種方式を進め、いわゆる但馬牛ブランドを確立してきた。

県は、団体及び畜産農家から付託を受けて、家畜人工授精所を開設し、優秀な但馬牛の凍結精液を生産し、団体を通じて、畜産農家に配布（飼育牛に人工授精）してきた。

畜産農家は、優秀な種雄牛を産むための雌牛（母牛）を飼育し、優秀な種雄牛を県に格安で提供してきており、県、団体及び畜産農家の三者一体で、但馬牛の閉鎖的改良に取り組んできた。

(3) 血統バラエティの確保の必要性

こうした閉鎖的な交配システムの中では、遺伝的に極端な偏りを避けるため、血統バラエティの確保にも配慮する必要があるが、他方、子牛の販売価格が、血統の種別により相当の差があり、畜産農家の経済的利益に直結するために、種雄牛の凍結精液の配布（人工授精）に係る畜産農家の希望は、販売価格の高い特定の種雄牛のものに集中するといった傾向があり、仮に、県が希望どおりに配布すると、血統バラエティを確保できなくなるおそれがある。

(4) 凍結精液に係る配布調整の必要性

そのために、凍結精液の年間配布本数の上限を、種雄牛1頭当たり4千本に限定することで、血統バラエティを適正な範囲内で確保してきており、種雄牛の種別により、畜産農家の配布希望本数がこの生産枠を上回る場合には、県による配布調整を余儀なくされるというシステムになっている。

なお、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第29条の規定（「家畜人工授精所の開設者は、その家畜人工授精所において家畜人工授精用精液の提供を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」）に関して、最高裁判所第一小法廷平成13年12月13日判決において、「都道府県が開設する家畜人工授精所において、同所が改良した種雄牛の精液を当該都道府県内の畜産農家に優先的に提供することは、同法の禁止するところではなく、当該精液が都道府県内の需要を満たし得ないような場合は、他の都道府県の畜産農家への提供を拒むことは同法第29条にいう正当な理由があるものとして許される。」旨を判示していることから、本県での凍結精液の配布調整において、県内の需給バランスを図ることを優先していることは、法制度上許容される正当なものと判断される。

(5) 配布調整の方法

県による配布調整は、畜産農家からの翌年度の配布希望（種雄牛の種別、本数）を取りまとめた各団体に対して、年1回、一堂に会した場で行われる。

本来の但馬牛の産地は、特定地域に限定されたものであったが、県による改良事業は、この閉鎖的育種を県内全地域に拡大してきたことから、県による種雄牛の凍結精液の配布調整に当たっては、歴史的に優秀な種雄牛を産出している地域（団体）に対する一定の配慮があり、また、それに加えて、各地域（団体）の飼養実績、飼養能力・技術、飼養牛の肉質等に関する遺伝的能力、過去の配布実績等といった、多数の評価要素を総合的に評価して配布調整が行われている。

この配布調整は、単に数値化された評価システムとして、機械的・類型的に行われるものではなく、子牛の血統種別による販売価格との関係で、畜産農家の経済的利益を背景に、交渉権限を委任された各団体の代表者から、県から提示される原案（各団体への種雄牛種別ごとの配布本数）について、意見、要望・要求、苦情が出され、県と各団体の代表者の間で、長時間に及びぎりぎりの交渉・利害調整を踏まえて、その結果を各団体に持ち帰ることなく、その場の1回限りで決定される方式がとられているが、こうした配布調整・決定の方式は、各団体や畜産農家からも、この方式によら

ざるを得ないとして了解されている方式である。

(6) 配布先団体名を公にした場合の支障

このように、本件公文書には、種雄牛の凍結精液に係る配布調整の過程におけるさまざまな判断要素が反映された結果が記載されているものであり、単に数値化された評価システムとして機械的・類型的に行われる方式によるものではなく、県と、各畜産農家から交渉権限を委任された各団体の代表者との間におけるぎりぎりの個別的な交渉・利害調整を踏まえた調整結果（各団体への種雄牛種別ごとの配布本数）が記載されているものである。

こうしたことから、各団体への種雄牛種別ごとの配布調整結果が記載された本件公文書については、県は、各団体はもとより関係の畜産農家等の利害関係者に対してさえも開示・提供していない。

これを開示すると、さらに多くの異議が出て、但馬牛改良事業を円滑に進める上で不可欠な、県と各団体の代表者との間におけるこうしたぎりぎりの個別的な交渉・利害調整に基づく配布調整方式の運営を維持できなくなるおそれがある。

まして、各団体や関係の畜産農家等の利害関係者に対してさえも開示されていない情報を一般的に公開することは、このような配布調整方式の運営に重大な支障を生じるものと考えるのが相当である。

したがって、諮問庁が本件公文書に記載された団体（県の機関を除く。）の名称について条例第6条第6号に規定する非公開情報に該当するとした判断は妥当である。

3 条例第6条第2号の該当性について

諮問庁は、本件公文書に記載された団体の名称は、条例第6条第2号に規定する非公開情報にも該当する旨主張するが、当審査会は、当該情報が同条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断した以上、同条第2号の該当性については判断しない。

なお、非公開とされたことにより、異議申立人が損害を受けたことを考慮すべきである旨の異議申立人の主張は、上記2(6)の判断に影響を及ぼすものではない。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
17.6.28	・ 諮問書の受領
17.7.20	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
17.8.23 (第166回審査会)	・ 諮問庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
18.6.20 (第174回審査会)	・ 審議
18.7.25 (第175回審査会)	・ 審議
18.8.21 (第176回審査会)	・ 審議
18.9.26 (第177回審査会)	・ 審議 ・ 答申